平成２１年（フ）第６２７号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3363番地、旧住所長崎県長崎市新中川町３番８号
債務者　坂本　範子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
愛知県一宮市音羽２丁目２番15号
債務者　藤田　良江
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９４号
愛知県岩倉市下本町燈明庵111番地
債務者　中島　正勝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９７号
愛知県一宮市大江２丁目７―37コーポ吉田３W号室、住民票上の住所愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字沖田６番地　第３松本ビル306号
債務者　野村なをみ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９８号
福島県会津若松市城前５番13号　県営住宅１棟１号、前住所福島県会津若松市居合町13番２号　県営住宅２棟20号
債務者　星　　好明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
福島県大沼郡会津美里町下堀字中川360番地１　下中川団地３号棟３号室、前住所福島県河沼郡柳津町大字軽井沢字中島21番地
債務者　福原　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
新潟県東蒲原郡阿賀町三宝分乙６番地
債務者　加藤奈智子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４号
福岡県みやま市瀬高町大草516番地１
債務者　古賀　敬士
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９０８４号
大阪府豊中市刀根山３丁目５番３号
債務者　田原　昭榮
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５０号
三重県伊勢市神田久志本町1468番地12
債務者　中村　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
三重県伊勢市小俣町元町1663番地
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
山形県尾花沢市大字鶴巻田340番地
債務者　折原まどか
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４２号
山形市北町４丁目12番65号
債務者　村上　キミ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４７号
山形市双月町125番地の61
債務者　安達美智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４９号
山形県東根市大字野川1407番地
債務者　滝口　幸平
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５６号
山形市陣場３丁目２番40号
債務者　多田芙紗江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５７号
山形県天童市柏木町２丁目13番３―６号　南柏木ハイツ202、住民票上の住所山形県天童市柏木町２丁目13番３―６号　南柏木ハイツ
債務者　舟山　浩明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所民事部